

## 福岡県公報

令和6年6月11日  
第503号

## 目次

## 告示 (第353号 - 第355号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) ..... 1
- 令和6年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託 (子育て支援課) ..... 1

## 公告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 1
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 3
- 共同施行による土地改良事業の認可申請の適否決定 (農村森林整備課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 建設業者の営業所の不確知 (建築指導課) ..... 4

## 告示

## 福岡県告示第353号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年6月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	杳尾橋線	行橋市大字元永1030番先から 行橋市大字元永1020番1先まで

## 福岡県告示第354号

次に掲げる病院は、令和6年5月31日付けで、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

診療所の名称	所在地
福岡山田病院	福岡市東区箱崎三丁目9-26

## 福岡県告示第355号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 (令和6年政令第12号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定に基づき、令和6年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 公告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ドラッグコスモス津古店

(2) 所在地 小郡市津古字東宮原910番、918番、919番1、919番2、925番1、926番、927番1、928番1、928番8、929番3、934番3

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年1月25日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,156平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北側及び西側	43

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北側	5
建物北西側	5
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北東側	27

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北東側	3.72

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	建物北側（県道原田停車場津古線沿い）

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和6年5月28日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル飯塚庄内店  
(2) 所在地 飯塚市有安字紫原719番2 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 石橋亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 石橋亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年1月29日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,291平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	198

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北側	40

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	104
建物東側	50
合計	154

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内東側	21.58
建物内北側	29.98
合計	51.56

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間  
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地北側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の土地改良事業の認可申請を令和6年5月31日付けで適当であると決定したので同条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業主体名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
福岡市石釜上ノ前土地改良事業共同施行	土地改良事業計画書の写し及び規約の写し	令和6年6月11日から 令和6年7月9日まで	福岡市早良区役所 入部出張所

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字岩本字高田2277番1から2277番3まで、2277番6、2277番14から2277番24まで及び2278番3、字下川原2327番1、2327番4から2327番7まで、2331番1、2331番11、2331番12、2331番17から2331番31まで、2345番2、2348番3、2354番2、2354番4から2354番6まで、2361番2、2362番2及び2365番3から2365番5まで並びに字道添2366番1、2366番4から2366番8まで、2374番2、2379番2、2379番3、2379番5から2379番12まで、2381番3、2381番6、2382番2、2382番9及び2383番2並びに大字白銀字大桁248番2、248番5、248番6、249番5、249番6、261番1、261番3から261番9まで、262番3、265番4、266番3、266番4、267番2、267番4、267番7及び275番7並びに字嶋田283番2

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市有明町二丁目3番地

大牟田市長 関 好孝

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和6年6月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社ケイテイホーム	柳川市三橋町今古賀 12-1江口第一ビル 1F	津村 康介	令和5年9月6日 福岡県知事許可（般-5） 第111783号